

さいたま地方裁判所の催し

【裁判員ってナニ?～経験者の話を聞いてみよう!～】



さいたま地方裁判所では、みなさまに裁判員制度を広く知っていただくためのイベントを開催します。裁判所や裁判員制度に関する説明のあと、実際にさいたま地裁で裁判員等を経験された方々をお招きし、お話を聞かします。

- 日時** 11月26日(金) 午後2時から午後4時30分まで
- 場所** 本会場：さいたま地方裁判所（さいたま市浦和区高砂3-16-45）
サテライト会場：さいたま地方裁判所熊谷支部（熊谷市宮町1-68）
- 内容** 第1部 裁判所や裁判員制度の紹介
第2部 さいたま地裁で裁判員等を務めた方々から経験談の紹介
- 対象** 県内在住・通学の方
- 定員** 本会場：35名程度（先着順）
サテライト会場：20名程度（先着順）
- 費用** 無料
- 申込み** 11月1日(月)から11月24日(水)までに、電話で申し込む
- 申込先・問合せ先** さいたま地方裁判所総務課広報係
☎048・863・8945（土日祝を除く8:30～17:00）
(裁判所ウェブサイトへ)
- 備考** 1 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、中止または定員を縮小しての開催となる場合がありますので御承ください。
2 サテライト会場では、本会場で行われているイベントの様子を、オンラインにより上映します。
3 お申込みの際、本会場・サテライト会場のどちらでの参加をご希望するかお伺いします。
4 催しの詳細は、さいたま地方裁判所ウェブサイトをご覧ください。
https://www.courts.go.jp/saitama/about/koho/vcmsFolder_1756/vcms_1756.html



福祉人材確保重点実施期間

11月4日から11月17日までを「福祉人材確保重点期間」に設定し、関係機関と連携し、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進するための取り組みに努めています。

当町における介護保険事業所等においても人材不足が深刻な問題になっており、介護サービスを提供するための人材確保が急務となっています。

介護のお仕事に興味のある方は、町内の介護保険事業所にご連絡ください。

ながとろ苑	69・2055
縄文の里長瀬倶楽部	66・0000
しあわせの森	26・5740
エルダーホームながとろ	66・3505
シルバーホームかわも	69・1333

問合せ 健康福祉課 介護保険担当 ☎66・3111 内線128

「彩の国動物愛護推進員」を公募します！

埼玉県では、動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的に御協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

【募集期間】

令和3年11月30日(水)まで

【活動内容】

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

【申込み方法等】

埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/aigosuishininkoubo2.html>)、または各保健所（政令市・中核市を除く）、埼玉県動物指導センターの窓口に設置する募集要領をご覧ください。



問合せ 埼玉県 保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当 ☎048・830・3612